

厚生委員會議錄第二十五号

昭和二十九年三月三十日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事長谷川 保君

越智 茂君 助川 良平君

高橋 等君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 亘 四郎君

佐藤 芳男君 滝井 義高君

萩元たけ子君 杉山元治郎君

山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

(厚生事務官) 高田 正巳君

(厚生事務官) 太宰 博邦君

(厚生事務官) 久下 勝次君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

同日

戦傷病者の援護強化に関する請願

(中村三之丞君紹介) (第四〇五四号)

同(細野三千雄君紹介) (第四〇七三三号)

同(辻政信君紹介) (第四〇七四四号)

同(富田健治君紹介) (第四〇七五五号)

同(田子一民君紹介) (第四〇六七六号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

同(伊東岩男君紹介) (第四〇七〇七号)

指定薬品以外の医薬品販賣業者資格

制度に関する請願(青柳一郎君紹介)

(第四〇六七七号)

同(岡本忠雄君紹介) (第四〇六八八号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

同(武田信之助君紹介) (第四一四六六号)

死適用範囲拡大に関する請願(古井

喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

同(古井喜實君紹介) (第四一四二二二号)

を得ないのであります。従つてこの医

薬分業ということが一般の国民あるい

は被保険者に対して便利であり、有効

であるという点にのみ私はその必要

を痛感するのであります。従つて、医

薬分業はしたけれども便利でない、一

般国民にもあるいは被保険者に対しても

費用が多かることである、こ

ういふことになりました。私も努力し

て参りましたことも、業者が要望して

参りましたことも、その目的より遠ざ

かる結果となる、こう思ふのでありま

す。従つてこの点につきまして当局と

してはどういうお考えを持っておる

か、あるいはこれらの問題についてど

ういう指導をなされておるか、この点

をお伺いしたいと思ひます。

○曾田政府委員 医薬分業をいたしま

したあかつきに、いかうな利害があ

るかという点につきましては、もう

すでに国会で十分討議されたことだ

と思ふのであります。私もよく了解

しておるものでは、あくまでも医

師は医師でなければならぬ。医術を

者に施す、それに対して患者に投

薬いたします薬剤師といふものの調

剤は、これは専門の薬剤師がこれを担

するといふことによりまして、この調

剤の正確を期し、またいろいろ薬物

のほかに器具類、こ

ういふようなもの

の節約をはかる、そして医師は医師とし

て、医師、歯科医師でなければならぬ

い仕事に専念するといふようなこと

によつて医療の内容を向上させることが

できる、そしてそれを実施するの

に、

三月二十九日

厚生年金保険法案(内閣提出第二二

四号)

第一類第八号 厚生委員會議錄第二十五号 昭和二十九年三月三十日

分業をいたしましても経費の増額というふうなことは必ずしも来さないというふうなところから、これを実施しようというふうな決定になつたと思つております。

○降旗委員 私から具体的問題として質問申し上げたいと思ひますのは、私が被保険者である医師に診療を受けたといひます。私はその医師が薬意であり、また自分の身体をよく知つておると思ひますから、その医師に診療を受けた場合に、処方箋をもらつてもその医師から投薬してもらうことが私としては非常に都合がいい、こう思ふ場合がある、その場合には医師は自由に投薬ができるわけですか。

○高田政府委員 さような場合には、患者さんが特にそのお医者さんに調剤をしてもらいたいという意思を表明なされば、そのお医者さんから薬をいただけることに相なつております。それは改正法律の二十二条の例外として定められております第一号によります。

○降旗委員 そこでもし私が医師の場合に、被保険者が私のところに診療を求めて来たときに、自分が投薬することが正しいと思つた、その場合にあなたは私の方で投薬してもよろしいかと聞いて、患者なり被保険者が先生にお願いいたします、こう言つた場合も先ほど御答弁になつたと同じような処置をしていいわけですか。

○高田政府委員 この二十二条第一項第一号に「患者又は現にその看護に當つてゐる者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合」といふふうな規定になつておるのでございますが、この規定の解釈につきましては、

この法律が成立をいたしました二十六年の国会におきまして、いろいろ質疑応答の形において確認されたところでございます。医師と薬剤師との専門分野をきつめてはつきりさせるという趣旨でありますから、この「特に」は非常に狭い範囲に限られたものと私は考へております。すなわち患者が特に当該医師に対する信頼感その他の事情から特別に申し出た場合、こういうことでございまして、ただいまおあげになりましたような、お医者さんから誘ひをかけると思ひますか、そういう場合にはこれは含まないんだ、こういうふうにごく狭く解すべきものと考へております。

○降旗委員 そうすると、医師が問ひを發して、患者が医師に投薬を頼むという場合は含まないわけなんですか。私自身としてはそれを含んでゐるよう考へておつたのですが、この点をひとつ……。

○高田政府委員 非常にデリケートな問題でございしますが、この当時の御審議の経過から徴しますと、この分業の趣旨が根本的に左右されるようなことがあつても法律の精神に反しますので、さういふ非常に弾力性を持つて解します場合には、全然この精神が貫徹しないおそれもある、かようなわけで、特別に申し出た場合、こういうふうには狭く考へて参りたいと私も考へております。

○降旗委員 なか／＼デリケートなお話らしいのですが、それでは患者が医師に頼んだ場合はいいわけなんですか。

○高田政府委員 よろしゅうございします。

○降旗委員 それでは患者が医師に頼

んだ場合にはよろしい、そういうことに了承しておきます。それから、実は私もこの点がつきりしないのでありますが、先日医薬業組合から厚生委員としての私のところへ陳情書が参つております。これは指定医薬品以外の医薬品販売業者の資格制度の問題についての陳情書であります。その陳情書の趣意によりますと、医薬分業が昭和三十年一月一日から法律をもつて実施されるとしておるけれども、医薬品の完全配給という面については遺憾の点が非常に多い。たとえていへば、現にある県では医師一千名に対し薬剤師二百名というぐあい、かりに一千名の医師が一日に二十通の処方箋を發行したとすると、薬剤師は一日平均百通ずつの調剤を行ななければならぬことになる。これは薬剤師自らの肉體上、精神上の重労働である。従つて医薬品の販売については、さらに一段と有利有効なる方法が考へられなければならぬという趣意であります。現在全国に七千有余の無医村、無薬局村がありましても、指定医薬品以外の医薬品販売業者をして医薬品の販売面を担当せしめることが、国民保健衛生の万全を期する上において考慮されなければならぬと申し出ておるのであります。

○高田政府委員 その問題は、六分以前からいろいろ問題になつておつたところでございます。現在の藥事法のとつております基本方針から申しますと、薬剤師以外に藥の取扱ひをいたす者の資格を認めるといふことは、若干藥事法のとつております基本方針と異なつて参ると思ひます。それで、ただいま医薬分業との關係から御質問になつたやうでございしますが、これは医薬分業といふことは、うていできませんので、それはただいま御審議をいたしておられます議會法が成立いたしましたならば、その審議會の議を経て医薬分業をしない例外の地域として定めることになつてゐる。従ひまして、医薬分業に直接の關係は私はないと思ひます。それらの方々の資格をはつきり認めるかどうかといふことは、別の意味におきまして一つの研究問題だと私は考へます。今要求されております方々の身分的な資格はただいま認めておりません。

○降旗委員 今の説明によりまして事情はほぼ了解することが出来ます。しかし、この陳情書の要旨は、先ほど私が申し述べましたように、医薬分業のあかつきには薬剤師の調剤の仕事が非常に多くなつて、それは肉體上、精神上の重労働である、従つて医薬品を支障なく販売するというに困難が生ずるであらう、そういう場合に処する問題として、この資格制度の問題が陳情されておるわけでありまして、先ほど御答弁になりましたごとくに、今日ただちに決定すべき問題でないし、いろいろな点において考究するといふことにつきましては、私も承知いたしますが、今この陳情書にありますが、医薬分業といふことの一つのターニング・ポイントをつかまえて、そしてこの問題が陳情されておるのでありますから、この点につきまして今後十分なる研究と調査をされんことを要するものであります。

○小島委員長 ほかに御質疑はござい

ませんか。——それでは暫時休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十二時三十分開議

○小島委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○小島委員長 次に日程に追加して、昨夜当委員会に付託されました厚生年金保険法案を議題とし審査に入ります。まず草葉厚生大臣より趣旨の説明を聴取することといたします。

○小島委員長 次に日程に追加して、昨夜当委員会に付託されました厚生年金保険法案を議題とし審査に入ります。まず草葉厚生大臣より趣旨の説明を聴取することといたします。

厚生年金保険法案

厚生年金保険法

厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 被保険者

第一節 資格（第六条—第十八条）

第二節 被保険者期間（第十九条）

第三節 標準報酬（第二十条—第二十六条）

第四節 届出、記録等（第二十七条—第三十一条）

第三章 保険給付

第一節 通則（第三十二条—第四十一条）

第二節 老齢年金（第四十二条—第四十六条）

第三節 障害年金及び障害手当金（第四十七条—第五十七条）

第四節 遺族年金（第五十八—第六十一条）

第五節 脱退手当金（第六十二条—第七十二条）

第六節 保険給付の制限（第七十三条—第七十八条）

第七章 福祉施設（第七十九条）

第八章 費用の負担（第八十条—第八十九条）

第九章 審査の請求（第九十条—第九十一条）

第十章 雑則（第九十二条—第一百零一条）

第十一章 罰則（第一百零二条—第一百五一条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（管掌）

第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

（用語の定義）

第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種被保険者 男子である被保険者であつて、第三種被保険者及び第四種被保険者以外のものをいう。

二 第二種被保険者 女子である被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

三 第三種被保険者 鉱業法（昭和

二十五法律第二百八十九号）第四十四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

四 第四種被保険者 第十五条第一項の規定によつて被保険者となつた者をいう。

五 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が労働の対価として受けるすべてのものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三箇月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（権限の委任）

第四条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（諮問）

第五条 厚生大臣は、厚生年金保険事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

第一節 資格

（適用事業所）

第六条 左の各号の一に該当する事業所又は事務所以下単に「事業所」という。）を適用事業所とする。

一 左に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又は殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介居間の事業

ワ 集金、案内又は広告の事業
カ 教育、研究又は調査の事業
ク 疾病の治療、助産その他医療の事業
コ 通信又は報道の事業
ク タ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定めらるる社会福祉事業及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）に定める更生保護事業
二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの
三 前項の事業所以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又は殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介居間の事業

ワ 集金、案内又は広告の事業

カ 教育、研究又は調査の事業

ク 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

ク タ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定めらるる社会福祉事業及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

三 前項の事業所以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

3 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得て、都道府県知事に申請しなければならない。

（被保険者）

第九条 適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される者は、都道府県知事の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第十一条 前条の規定による被保険者は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

（適用除外）

第十二条 左の各号の一に該当する者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

者は、第九条及び第十条第一項の

規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としてない。

一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、左に掲げるもの

イ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員及び同条に規定する公務員とみなされる者

ロ 法律によつて組織された公共組合の組合員

ハ 地方公共団体の吏員

ニ 地方公共団体の事務所に使用される者

ホ 地方公共団体が行う第六条第一項第一号からタまでに掲げる事業の事業所に使用される者

二 船員保険の被保険者

三 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者にあつては一箇月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ 日雇い入れられる者

ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者

四 所在地が一定しない事業所に使用される者

五 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

六 臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

（資格取得の時期）

第十三条 第九条の規定による被保

険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所に適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。

2 第十条第一項の規定による被保険者は、同条同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第十四条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前条に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 第八条第一項又は第十一条の認可があつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

（第四種被保険者）

第十五条 被保険者期間が十年以上である者が、被保険者でなくなつた場合において、老齢年金を受け

るに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることのできる。

2 前項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から起算して三箇月以内になければならない。但し、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することのできる。

3 第一項の申出をした者は、その

申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、被保険者の資格を取得するものとする。

4 前項の者が、はじめて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限まで、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。

第十六条 第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することのできる。

第十七条 第四種被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日（第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき。

三 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者となつたとき。

四 前条の申出が受理されたとき。

五 保険料（はじめて納付すべき保険料を除く）を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

（資格の得喪及び種別の変更の確

認）
第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更は、都道府県知事の確認によつて、その効力を生ずる。但し、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得、第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資

格の喪失並びに第四種被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

第十九条 被保険者期間を計算する場合に、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 第三種被保険者であつた期間につき被保険者期間を計算する場合

には、前二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて被保険者期間とする。

4 前項の規定の適用については、被保険者の種別に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

5 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（標準報酬）
第二十条 標準報酬は、被保険者の報酬月額に基き、左の区別によつて定める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上 四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第一〇級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第一一級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第一二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第一三級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第一四級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第一五級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第一六級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第一七級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第一八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第一九級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第二〇級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満
第二一級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第二二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二四、〇〇〇円未満
第二三級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第二四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二六、〇〇〇円未満
第二五級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第二六級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二八、〇〇〇円未満
第二七級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第二八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三〇、〇〇〇円未満
第二九級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第三〇級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三二、〇〇〇円未満
第三一級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第三二級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上 三四、〇〇〇円未満
第三三級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上 三五、〇〇〇円未満
第三四級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上 三六、〇〇〇円未満
第三五級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上 三七、〇〇〇円未満
第三六級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上 三八、〇〇〇円未満
第三七級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上 三九、〇〇〇円未満
第三八級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上 四〇、〇〇〇円未満
第三九級	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上 四一、〇〇〇円未満
第四〇級	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上 四二、〇〇〇円未満
第四一級	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上 四三、〇〇〇円未満
第四二級	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上 四四、〇〇〇円未満
第四三級	四五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上 四五、〇〇〇円未満
第四四級	四六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上 四六、〇〇〇円未満
第四五級	四七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上 四七、〇〇〇円未満
第四六級	四八、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上 四八、〇〇〇円未満
第四七級	四九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上 四九、〇〇〇円未満
第四八級	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第四九級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五一、〇〇〇円未満
第五〇級	五二、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上 五二、〇〇〇円未満
第五一級	五三、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上 五三、〇〇〇円未満
第五二級	五四、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第五三級	五五、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五五、〇〇〇円未満
第五四級	五六、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上 五六、〇〇〇円未満
第五五級	五七、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上 五七、〇〇〇円未満
第五六級	五八、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五七級	五九、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 五九、〇〇〇円未満
第五八級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六〇、〇〇〇円未満
第五九級	六一、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円以上 六一、〇〇〇円未満
第六〇級	六二、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六一級	六三、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六三、〇〇〇円未満
第六二級	六四、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 六四、〇〇〇円未満
第六三級	六五、〇〇〇円	六四、〇〇〇円以上 六五、〇〇〇円未満
第六四級	六六、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第六五級	六七、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 六七、〇〇〇円未満
第六六級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上 六八、〇〇〇円未満
第六七級	六九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円以上 六九、〇〇〇円未満
第六八級	七〇、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第六九級	七一、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七一、〇〇〇円未満
第七〇級	七二、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上 七二、〇〇〇円未満
第七一級	七三、〇〇〇円	七二、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第七二級	七四、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第七三級	七五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上 七五、〇〇〇円未満
第七四級	七六、〇〇〇円	七五、〇〇〇円以上 七六、〇〇〇円未満
第七五級	七七、〇〇〇円	七六、〇〇〇円以上 七七、〇〇〇円未満
第七六級	七八、〇〇〇円	七七、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第七七級	七九、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 七九、〇〇〇円未満
第七八級	八〇、〇〇〇円	七九、〇〇〇円以上 八〇、〇〇〇円未満
第七九級	八一、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円以上 八一、〇〇〇円未満
第八〇級	八二、〇〇〇円	八一、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
第八一級	八三、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第八二級	八四、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八四、〇〇〇円未満
第八三級	八五、〇〇〇円	八四、〇〇〇円以上 八五、〇〇〇円未満
第八四級	八六、〇〇〇円	八五、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満
第八五級	八七、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上 八七、〇〇〇円未満
第八六級	八八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上 八八、〇〇〇円未満
第八七級	八九、〇〇〇円	八八、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第八八級	九〇、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満
第八九級	九一、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上 九一、〇〇〇円未満
第九〇級	九二、〇〇〇円	九一、〇〇〇円以上 九二、〇〇〇円未満
第九一級	九三、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第九二級	九四、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満
第九三級	九五、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第九四級	九六、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 九六、〇〇〇円未満
第九五級	九七、〇〇〇円	九六、〇〇〇円以上 九七、〇〇〇円未満
第九六級	九八、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満
第九七級	九九、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上 九九、〇〇〇円未満
第九八級	一〇〇、〇〇〇円	九九、〇〇〇円以上 一〇〇、〇〇〇円未満
第九九級	一〇一、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第一〇〇級	一〇二、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇二、〇〇〇円未満
第一〇一級	一〇三、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上 一〇三、〇〇〇円未満
第一〇二級	一〇四、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上 一〇四、〇〇〇円未満
第一〇三級	一〇五、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円以上 一〇五、〇〇〇円未満
第一〇四級	一〇六、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円以上 一〇六、〇〇〇円未満
第一〇五級	一〇七、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第一〇六級	一〇八、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円未満
第一〇七級	一〇九、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円以上 一〇九、〇〇〇円未満
第一〇八級	一一〇、〇〇〇円	一〇九、〇〇〇円以上 一一〇、〇〇〇円未満
第一〇九級	一一一、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一一、〇〇〇円未満
第一一〇級	一一二、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上 一一二、〇〇〇円未満
第一一一級	一一三、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円以上 一一三、〇〇〇円未満
第一一二級	一一四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第一一三級	一一五、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一一五、〇〇〇円未満
第一一四級	一一六、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上 一一六、〇〇〇円未満
第一一五級	一一七、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円以上 一一七、〇〇〇円未満
第一一六級	一一八、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上 一一八、〇〇〇円未満
第一一七級	一一九、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円以上 一一九、〇〇〇円未満
第一一八級	一二〇、〇〇〇円	一一九、〇〇〇円以上 一二〇、〇〇〇円未満
第一一九級	一二一、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第一二〇級	一二二、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第一二一級	一二三、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二三、〇〇〇円未満
第一二二級	一二四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上 一二四、〇〇〇円未満
第一二三級	一二五、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満
第一二四級	一二六、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上 一二六、〇〇〇円未満
第一二五級	一二七、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円以上 一二七、〇〇〇円未満
第一二六級	一二八、〇〇〇円	一二七、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第一二七級	一二九、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一二九、〇〇〇円未満
第一二八級	一三〇、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第一二九級	一三一、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三一、〇〇〇円未満
第一三〇級	一三二、〇〇〇円	一三一、〇〇〇円以上 一三二、〇〇〇円未満
第一三一級	一三三、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円以上 一三三、〇〇〇円未満
第一三二級	一三四、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円以上 一三四、〇〇〇円未満
第一三三級	一三五、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満
第一三四級	一三六、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上 一三六、〇〇〇円未満
第一三五級	一三七、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円以上 一三七、〇〇〇円未満
第一三六級	一三八、〇〇〇円	一三七、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一三七級	一三九、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一三九、〇〇〇円未満
第一三八級	一四〇、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円以上 一四〇、〇〇〇円未満
第一三九級	一四一、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円以上 一四一、〇〇〇円未満
第一四〇級	一四二、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円以上 一四二、〇〇〇円未満
第一四一級	一四三、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円以上 一四三、〇〇〇円未満
第一四二級	一四四、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円以上 一四四、〇〇〇円未満
第一四三級	一四五、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円以上 一四五、〇〇〇円未満
第一四四級	一四六、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一四五級	一四七、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一四七、〇〇〇円未満
第一四六級	一四八、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円以上 一四八、〇〇〇円未満
第一四七級	一四九、〇〇〇円	一四八、〇〇〇円以上 一四九、〇〇〇円未満
第一四八級	一五〇、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円以上 一五〇、〇〇〇円未満
第一四九級	一五一、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円以上 一五一、〇〇〇円未満
第一五〇級	一五二、〇〇〇円	一五一、〇〇〇円以上 一五二、〇〇〇円未満
第一五一級	一五三、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円以上 一五三、〇〇〇円未満
第一五二級	一五四、〇〇〇円	一五三、〇〇〇円以上 一五四、〇〇〇円未満
第一五三級	一五五、〇〇〇円	一五四、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一五四級	一五六、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一五六、〇〇〇円未満
第一五五級	一五七、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上 一五七、〇〇〇円未満
第一五六級	一五八、〇〇〇円	一五七、〇〇〇円以上 一五八、〇〇〇円未満
第一五七級	一五九、〇〇〇円	一五八、〇〇〇円以上 一五九、〇〇〇円未満
第一五八級	一六〇、〇〇〇円	一五九、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満
第一五九級	一六一、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円以上 一六一、〇〇〇円未満
第一六〇級	一六二、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円以上 一六二、〇〇〇円未満
第一六一級	一六三、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円以上 一六三、〇〇〇円未満
第一六二級	一六四、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円以上 一六四、〇〇〇円未満
第一六三級	一六五、〇〇〇円	一六四、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一六四級	一六六、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一六六、〇〇〇円未満
第一六五級	一六七、〇〇〇円	一六六、〇〇〇円以上 一六七、〇〇〇円未満
第一六六級	一六八、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円以上 一六八、〇〇〇円未満
第一六七級	一六九、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円以上 一六九、〇〇〇円未満
第一六八級	一七〇、〇〇〇円	一六九、〇〇〇円以上 一七〇、〇〇〇円未満

(定時決定)

第二十一条 都道府県知事は、被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十三条 都道府県知事は、被保険者の資格を取得した者があるときは、左の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合に

は、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(改定)

第二十三条 都道府県知事は、前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、現に使用される事業所において継続した三箇月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額の報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(報酬月額の算定の特例)

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項若しくは第二十一条第二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十一条第二項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、都道府県知事が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者については、報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十一条第二項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(現物給与の価額)

第二十五条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の相場によつて、都道府県知事が定める。

(第四種被保険者の標準報酬)

第二十六条 第四種被保険者の各月の標準報酬は、第二十一条から第二十四条までの規定にかかわらず、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。

第四節 届出、記録等

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十條第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失、被保険者の種別の変更並びに報酬月額に関する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(記録)

第二十八条 都道府県知事は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第二十九条 都道府県知事は、第八條第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八條第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行つたときは、前条の規定による記録をした後、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について記録した事項を公告

しなければならない。

5 都道府県知事は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 都道府県知事は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(確認の請求)

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八條第一項の規定による確認を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

第三章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第三十二条 この法律による保険給付は、左のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金及び障害手当金
- 三 遺族年金
- 四 脱退手当金

(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基

て、厚生大臣が裁定する。

(基本年金額及び加給年金額)

第三十四条 基本年金額は、一万八千円に、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ)の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、前項の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「二百四十」と読み替へるものとする。

3 被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、一万八千円に、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算した額とする。但し、前項の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について、四千八百円とする。

(端数処理)

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭

以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

第三十六条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌日からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。但し、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給年金)

第三十七条 年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、まだその者に支給しなかつたものがあり、且つ、その未支給の年金が加給年金額の加算されたものであるときは、その加給年金額の計算の基礎となつた者は、自己の名で、その年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、その年金の加給年金額の計算の基礎となる者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

(併給の調整)

第三十八条 老齢年金及び障害年金の受給権者には、左の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。但し、第四十六条又は第五十四条の規定によつて、老齢年金又は障害年金の支給を停止されている者については、この限りでない。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金

二 年金の額が同じであるときは、障害年金

(年金の支払の調整)

第三十九条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

(損害賠償請求権)

第四十条 政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、保険給付をしないことができる。

は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。但し、老齢年金については、この限りでない。

第二節 老齢年金

(受給権者)

第四十二条 老齢年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一 被保険者期間が二十年以上である者が、六十歳(第三種被保険者として被保険者期間が二十年以上である者及び女子については、五十五歳。この条において以下同じ)に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 四十歳(女子については、三十五歳。この条において以下同じ)に達した後の被保険者期間が十五年以上(そのうち、七年六箇月以上は、第四種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間でなければならない。)である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

三 三十五歳に達した後の第三種被保険者としての被保険者期間が十五年以上である者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

2 前項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、被保険者の資格を喪失した後に疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日)において、その傷病により別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときは、それぞれ当該各号に規定する年齢に達する以前においても、同項の老齢年金を支給する。

(年金額)

第四十三条 老齢年金の額は、基本年金額に加給年金額を加算した額とする。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

第四十四条 前条第一項の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の配偶者、十六歳未満の子又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にある子について計算する。

2 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて

生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する配偶者又は子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その者については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。
二 受給権者による生計維持の状況がやんだとき。
三 配偶者が、離婚をしたとき。
四 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
五 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

六 子（受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子を除く。）が、十六歳未満の子を除く。）について、その事情がやんだとき。

七 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子（十六歳未満の子を除く。）について、その事情がやんだとき。

（失権）
第四十五条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

（支給停止）
第四十六条 第四十二条第二項の規定によつて同条第一項各号に規定する年齢に達していない者に支給する老齢年金は、受給権者がそれぞその年齢に達するまでの間に

において、その者の廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態に該当しない期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第三節 障害年金及び障害手当金
（障害年金の受給権者）
第四十七条 障害年金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日）において、その傷病により別表第一に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その程度の程度に応じ、その者に支給する。

2 前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付（健康保険の療養費の支給を受ける診療を含む。以下同じ。）を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日（その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日）において、その傷病により別表第一に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害年金を支給する。

3 障害年金は、前二項の規定によつて廃疾の程度を定めるべき日の属する月前の被保険者期間が六箇月未満である者には、支給しない。

（障害年金の併給の調整）
第四十八条 障害年金の受給権者に

対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第四十九条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第五十四条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

（障害年金の額）
第五十条 障害年金の額は、左の各号に掲げる額とする。

一 廃疾の程度が別表第一に定めらる一級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に一万二千円と加給年金額とを加算した額

二 廃疾の程度が別表第一に定めらる二級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に加給年金額を加算した額

三 廃疾の程度が別表第一に定めらる三級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の七十に相当する額

第四十八条第一項の規定による障害年金の額は、その額が同条第二項の規定により消滅した障害年金の額より低額であるときは、前項の規定にかかわらず、従前の障害年金の額に相当する額とする。

第五十一条 前条第一項各号の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 第四十四条の規定は、前条第一項第一号又は第二号の加給年金額について準用する。

第五十二条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を調査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じ、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことに伴う障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

（失権）
第五十三条 障害年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（支給停止）
第五十四条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第五十五条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

第五十六条 障害手当金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第五十七条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

第五十八条 障害手当金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第五十九条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

第六十条 障害手当金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第六十一条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

第六十二条 障害手当金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第六十三条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

第六十四条 障害手当金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けたときは、六年間、その支給を停止する。

（障害手当金の受給権者）
第六十五条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

する。この場合において、同条第二項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとす。

第五十六条 前条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において左の各号の一に該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一 老齢年金の受給権者
二 障害年金の受給権者
三 当該傷病について国家公務員災害補償法第十三条若しくは労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償の支給を受けることができる者

（障害手当金の額）
第五十七条 傷害手当金の額は、基本年金額の百分の百四十に相当する額とする。

（受給権者）
第四節 遺族年金
第五十八条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者の遺族に支給する。

一 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が死亡したとき。
二 被保険者期間が六箇月以上である被保険者（第四種被保険者を除く）が、死亡したとき。
三 被保険者期間が六箇月以上である者が、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因

する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日（その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合において、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日）前に、その傷病により死亡したとき。

する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日（その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合において、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日）前に、その傷病により死亡したとき。

四 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある障害年金の受給権者が、死亡したとき。

（遺族）
第五十九条 遺族年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、左の要件に該当したものとす。

一 妻については、左のいずれかに該当すること。
イ 四十歳以上であること。
ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。
ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

二 夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。
三 子又は孫については、十六歳

未満であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族年金を受けることができる遺族としない。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

（年金額）
第六十条 妻又は子に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額に加給年金額を加算した額とし、その他の者に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額とする。

2 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、

は、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

第六十二条 妻に支給する遺族年金の加給年金額は、妻がその権利を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子について、計算する。

2 妻が遺族年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、妻が遺族年金の受給権を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その子については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとす、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 妻と生計を異にするに至つたとき。
二 遺族年金の受給権を失つたとき。
4 子に支給する遺族年金の加給年金額は、受給権者である子のうち、一人を除いた子について、計算する。

（失権）
第六十三条 遺族年金の受給権は、受給権者が左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む。）をしたとき。
三 直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。
2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。
一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

ある場合を含む。）をしたとき。
三 直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。
2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。
一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き継ぎ妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

三 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。
一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き継ぎ別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき、但し、孫は孫が十六歳未満であるときを除く。

4 夫、父母又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある夫、父母又は祖父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当時六十歳以上であつたときを除く。

5 父母、孫又は祖父母の有する遺族年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

(支給停止)

第六十四条 遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員災害補償法第十五条(他の法律において準用する場合を含む。)若しくは労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、その支給を停止する。

第六十五条 妻に対する遺族年金は、妻が五十五歳に達するまでの期間、その支給を停止する。但し、第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがある間及び妻が別表第一に定める一級又は二級の廢疾の状態にある間は、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。但し、配偶者に対する遺族年金がその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者に対する遺族年金は、その配偶者の所在が一年以上上明らかでないときは、遺族年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する遺族年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上上明らかでないときは、その者に対する遺族年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された者は、いつまでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第六十一条の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第五節 脱退手当金

(受給権者)

第六十九条 脱退手当金は、第二種被保険者としての被保険期間が二年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第一種被保険者若しくは第三種被保険者としての被保険期間が五年以上である者が五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、若しくは被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達した場合に、その者に支給する。但し、左の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 その者が、第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしているとき。

二 その者が、障害年金の受給権者であるとき。

三 その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、次条第一項の規定によつて計算した額が、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額に満たないとき。

(金額)

第七十条 脱退手当金の額は、第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第三に定める率を乗じて得た額とする。

2 脱退手当金の受給権者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において

は、脱退手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給を受けたその障害年金又は障害手当金の額を控除した額とする。

(支給の効果)

第七十一条 脱退手当金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

(失権)

第七十二条 脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となつたとき、又は障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第六節 保険給付の制限

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、廢疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廢疾又は死亡に係る保険給付は、行わず、また、当該廢疾については、第四十二条第二項の規定は、適用しない。

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廢疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、又はその廢疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廢疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第五十二条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廢疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行われない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得に基く第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間に基く保険給付について、準用する。この場合において、同項但書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「被保険者の種別の変更」と読み替へるものとする。

第七十六条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 遺族年金の受給権は、受給権者が他の受給権者が故意に死亡させた

たときは、消滅する。

第七十七条 年金たる保険給付は、左の各号の一に該当する場合に、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができ。

一 受給権者が、正当な理由がなく第九十六条の規定による命令に従わなかつたとき。

二 別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者が、正当な理由がなく、第九十七条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたことにより、その廃疾の回復を妨げたとき。

第七十八条 受給権者が、正当な理由がなく、第九十八条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 福祉施設

第七十九条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

第五章 費用の負担

第八十条 国庫は、左の区別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一 計算の基礎となつた被保険者

期間の全部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の二十

二 計算の基礎となつた被保険者期間の全部が第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五

三 計算の基礎となつた被保険者期間の一部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五のほか、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額を、その額と第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額で除して得た数を、保険給付に要する費用に乘じて得た額の百分の五

2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(保険料)
第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用に充てため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額に保

險料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

5 保険料率は、左のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の三十

二 第二種被保険者については、千分の三十

三 第三種被保険者については、千分の三十五

四 第四種被保険者については、千分の三十

(保険料の負担及び納付義務)
第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。但し、第四種被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 第四種被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主と負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

(保険料の納付)
第八十三条 毎月の保険料は、翌月末日(第四種被保険者が納付すべ

き保険料については、その月の十日)までに、納付しなければなら

2 厚生大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえてゐることを知つたとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえてゐることを知つたときは、そのこえてゐる部分に關する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならぬ。

(保険料の源泉控除)
第八十四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の保険料)を報酬から控除することができ。

2 事業主は、前項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に關する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならぬ。

(保険料の繰上徴収)
第八十五条 保険料は、左の各号に掲げる場合においては、納期前で

あつても、すべて徴収することができ。

一 納付義務者が、左のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ハ 強制執行を受けるとき。
ニ 破産の宣告を受けたとき。
三 法人たる納付義務者が、解散をした場合

二 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合
(保険料の督促及び滞納処分)
第八十六条 保険料を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならぬ。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同條の規定による督促状に併記して、発することができ。

4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

5 第二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地

若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む)の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつては、区とする。以下同じ。に対して、その処分を請求することができる。

6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することとができる。この場合において、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第八十七条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、保険料額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 保険料額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を

控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権の順位)

第八十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(送還)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送還については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定を準用する。

第六章 審査の請求

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に関して

は、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十一条 保険料の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第七章 雑則

(時効)

第九十二条 保険料その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び障害手当金を受ける権利は、二年を経過したとき、障害手当金以外の保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、保険料その他この法律による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第九十三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)
第九十四条 厚生年金保険に関する

書類には、印紙税を課さない。

(戸籍事項の無料証明)

第九十五条 市町村長は、厚生大臣、都道府県知事又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(書類等の提出)

第九十六条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者の身分關係の異動及び雇疾の状態に關する書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

(診断)

第九十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、別表第一に定める程度の雇疾の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の雇疾の状態を診断させることができる。

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより都道府県知事に対して、厚生省令の定める事項を届け出、且つ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 第四種被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事業主の事務)
第九十九条 厚生年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令の定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

(立入検査等)

第一百条 厚生大臣又は都道府県知事は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に關し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実施規定)
第一百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の

実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第二百二条 事業主が、正当な理由がなくて左の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第一百零一条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百零三条 事業主以外の者が、第一百零一条第一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一

万円以下の罰金に処する。

第一百零四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百五条 左の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 第九十八条第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九十八条第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

三 第九十八条第四項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

（厚生年金保険法特例の廃止）
第二条 厚生年金保険法特例（昭和二十六年法律第三十八号）は、廃止する。

（被保険者の資格に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に従前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、この法律の施行の際におけるその資格の取得については、第十八条第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条 旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む。）の

計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2 前項の期間のうち、次項の期間以外の期間は、男子にあつては、第一種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、第二種被保険者であつた期間とみなす。但し、その期間のうち、鉱業法第四十条に規定する事業の事業場に使

用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた期間があるときは、その期間は、男子にあつては、第三種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、その期間について、この法律中第三種被保険者であつた期間に関する規定を準用する。

3 第一項の期間のうち、旧法第十二条の規定による被保険者であつた期間は、第四種被保険者であつた期間とみなす。

（標準報酬に関する経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、この法律の施行の際におけるその資格の取得に関しては、第二十一条第一項の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年四月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一 昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千四百以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千四百である者であつて、健康保険の被保険者である

ものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 第二十三条第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十一条の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額は、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六条 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

（従前の処分等）
第七条 この附則に別段の規定がある

明治三十五年五月一日以前に生れた者
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者

2 第四十二条第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、附則第四条第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間（以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。）のある者に限る。

明治四十年五月一日以前に生れた者
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者
明治四十三年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者
大正三十五年五月二日から大正三十八年五月一日までの間に生れた者

ものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（基本年金額の計算の特例）
第八条 基本年金額を計算する場合において、三千円未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

（老齢年金の受給資格年齢の読替）
第九条 第四十二条第一項第一号中「六十歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、旧法による被保険者であつた者に限る。

明治三十五年五月一日以前に生れた者
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者

明治四十年五月一日以前に生れた者
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者
明治四十三年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者
大正三十五年五月二日から大正三十八年五月一日までの間に生れた者

明治三十五年五月一日以前に生れた者
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者

明治四十年五月一日以前に生れた者
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者
明治四十三年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者
大正三十五年五月二日から大正三十八年五月一日までの間に生れた者

明治三十五年五月一日以前に生れた者
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者

明治四十年五月一日以前に生れた者
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者
明治四十三年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者
大正三十五年五月二日から大正三十八年五月一日までの間に生れた者

明治三十五年五月一日以前に生れた者
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者

明治三十五年五月一日以前に生れた者	五十五歳
明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者	五十六歳
明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者	五十七歳
明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者	五十八歳
明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者	五十九歳

明治四十年五月一日以前に生れた者	五十歳
明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者	五十一歳
明治四十三年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正三十五年五月二日から大正三十八年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正三十八年五月二日から大正四十一年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

(遺族年金の受給資格年齢の調整)
第十条 左の表の上欄に掲げる期間
は、第五十九条第一項第二号中
「六十歳」とあるのは、旧法による
被保険者であつた者の夫について
は、それぞれ同表の中欄のよう

昭和二十九年五月一日から 昭和三十三年四月三十日まで	五十五歳	五十歳
昭和三十三年五月一日から 昭和三十七年四月三十日まで	五十六歳	五十一歳
昭和三十七年五月一日から 昭和四十一年四月三十日まで	五十七歳	五十二歳
昭和四十一年五月一日から 昭和四十五年四月三十日まで	五十八歳	五十三歳
昭和四十五年五月一日から 昭和四十九年四月三十日まで	五十九歳	五十四歳

(老齢年金の特例)

第十一条 この法律の施行の際現に
旧法による老齢年金の受給権を有す
る者には、その者が第四十二条に
該当しない場合においても、同条
の老齢年金を支給する。但し、そ
の養老年金が、旧法第三十一条第
二項又は第三十五条第一項の規定
により、その支給を停止されてい
るときは、この限りでない。

2 前項の老齢年金については、第
四十四条中「受給権者がその権利
を取得した当時」とあるのは、「受
給権者が旧法による養老年金の受
給権を取得した当時」と読み替え
るものとする。

3 第一項の者には、同項の規定に
よる老齢年金の額と旧法による養
老年金の額との差額の十二分の一
に相当する額に、養老年金の支給
を受ける事由が生じた月の翌月か
ら昭和二十九年四月までの期間の
月数を乗じて得た額を一時金とし
て支給する。

に、第六十五条中「五十五歳」とあ
るのは、旧法による被保険者であ
つた者の妻については、それぞれ
同表の下欄のよう読み替えるも
のとする。

五十五歳	五十歳
五十六歳	五十一歳
五十七歳	五十二歳
五十八歳	五十三歳
五十九歳	五十四歳

4 第一項の者がこの法律の施行の
際現に旧法による障害年金の受給
権を有する場合においては、その者
は、前項の規定にかかわらず、同
項の一時金を支給しない。但し、
その障害年金が、旧法第三十六条
第一項但書の規定により、その支
給を停止されているときは、この
限りでない。

5 第三項の規定による一時金につ
いては、その性質に反しない限
り、この法律による保険給付に関
する規定を準用する。

第十二条 継続した十五周年にお
ける旧法による第三種被保険者であ
つた期間に基く被保険者期間又は
継続した十五周年における旧法に
よる第三種被保険者であつた期間
とこの法律による第三種被保険者
であつた期間とに基く被保険者期
間が十六年以上である者が、この
法律の施行後五十五歳に達した後
に被保険者の資格を喪失し、又は
被保険者の資格を喪失した後には被

保険者となることなくしてこの法
律の施行後五十五歳に達したとき
は、その者が第四十二条に該当し
ない場合においても、その者に同
条の老齢年金を支給する。

2 前項の規定中「五十五歳」とある
のは、附則第九条第二項の上
欄に掲げる者については、それぞ
れ同表の下欄のよう読み替える
ものとする。

(遺族年金の特例)
第十三条 この法律の施行の際現に
旧法による遺族年金(旧法第三十
一条第一項後段に規定する期間を
満たしている者が死亡したことによ
る遺族年金に限る。)の受給権を
有する者には、その者が第五十八
条及び第五十九条に該当しない場
合においても、第五十八条の遺族
年金を支給する。

2 前項の者には、同項の規定によ
る遺族年金の額と旧法による遺族
年金の額との差額の十二分の一に
相当する額に、旧法による遺族年
金の支給を受ける事由が生じた月
の翌月から昭和二十九年四月まで
の期間の月数を乗じて得た額を一
時金として支給する。但し、旧法に
よる遺族年金が、旧法第四十四条
但書の規定により、その支給を停
止されているときは、この限りで
ない。

3 前項の規定による一時金につ
いては、附則第十一条第五項の規定
を準用する。

第十四条 継続した十五周年にお
ける旧法による第三種被保険者であ
つた期間に基く被保険者期間又は
継続した十五周年における旧法に
よる第三種被保険者であつた期間
とこの法律による第三種被保険者
であつた期間とに基く被保険者期
間が十六年以上である者が、この
法律の施行後五十五歳に達した後
に被保険者の資格を喪失し、又は
被保険者の資格を喪失した後には被

よる第三種被保険者であつた期間
とこの法律による第三種被保険者
であつた期間とに基く被保険者期
間が十六年以上である者が、この
法律の施行後に死亡したときは、
第五十八条に該当しない場合にお
いても、その者の遺族に同条の遺
族年金を支給する。

第十五条 旧法第二十四条から第二
十五条ノ二までの規定によつて計
算した被保険者期間が六箇月以上
の者であつて、この法律の施行前
に被保険者の資格を喪失したもの
が、附則第四条第二項に規定する
期間内に発する疾病又は負傷及び
これらに起因する疾病によつて、
その被保険者の資格喪失後二年以
内に死亡したときは、第五十八条
に該当しない場合においても、そ
の者の遺族に同条の遺族年金を支
給する。

(従前の保険給付)
第十六条 この法律の施行の際現に
旧法による年金たる保険給付(養
老年金及び旧法第三十一条第一項
後段に規定する期間を満たしてい
る者が死亡したことによる遺族年
金を除く。)を受ける権利を有する
者には、この法律の施行後も、なお
従前の例による保険給付を支給す
る。その者又はその者の遺族が、死
亡し、失権し、又は所在不明とな
つた場合におけるその者の遺族又
は同順位若しくは次順位の遺族に
ついても、同様とする。

2 前項の規定による保険給付に関
する事項のうち、この法律の第三
章第一節及び第六節並びに第四章
から第八章までに定める事項につ
いては、同法による規定を準用す
る。

いは、同項の規定にかかわら
ず、この法律の規定を準用する。

3 第一項の規定による保険給付の
うち、従前の障害年金の例によつ
て支給する保険給付は、第四十八
条、第四十九条、第五十条第二
項、第五十六条第二号及び第六十
九条第二号の規定の適用について
は、この法律による障害年金とみ
なす。

4 旧法による年金たる保険給付の
うちこの法律の施行前に支給すべ
きであつたもの及び旧法による一
時金たる保険給付であつて、この
法律の施行の際まだ支給していな
いものについては、なお従前の例
による。

5 前項の規定により従前の例によ
つて支給する旧法による脱退手当
金の受給権は、その受給権者がこ
の法律による被保険者となつたと
きは、消滅する。

第十七条 この法律の施行前に旧法
によつて受給権が生じた年金たる
保険給付に關して、前条第二項の
規定により、第九十二条の規定を
準用する場合においては、同条第
一項に定める消滅時効の期間は、
この法律の施行の日から起算する
ものとする。

第十八条 附則第十六条第一項の規
定による保険給付のうち、従前の
障害年金の例によつて支給する保
險給付については、その額(従前
の加給金に相当する給付の額を除
く)が、二万一千六百円に満たな
いときは、同条同項の規定にか
かわらず、これを二万一千六百円に
引き上げる。

2 附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万八百円に満たないときに、同条同項の規定にかかわらず、これを一万八百円に引き上げる。

第十九条 附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同条同項の規定にかかわらず、一人につき四千八百円とする。

（障害年金の額の特例）

第二十條 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十條第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて

別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二條の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十條第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める一級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十條第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に

発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七條の規定によつて別表第一に定める二級の廃疾の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二條の規定によつて廃疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十條第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

（遺族年金の額の特例）

第二十一條 前条第一項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことによる遺族年金については、第三十四條第一項から第三項までの規定にかかわらず、その障害年金の額から加給年金額を控除した額の百分の八十に相当する額をその基本年金額とする。但し、その障害年金の受給権者が死亡した当時別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた場合に限る。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八條又は附則第十五條の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金につ

いては、その基本年金額が、その被保険者であつた者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四條第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八條の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四條第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

4 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、この法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者である者が死亡したことによる遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四條第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

（脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例）

第二十二條 旧法第二十四條から第二十五條ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十條の規定にかかわらず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計算した額と、この法律の施行後の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第四に定める率を乗じて得た額との合算額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九條の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（旧法による障害年金等と脱退手当金との関係）

第二十三條 旧法による障害年金若しくは附則第十六条第一項の規定により従前の障害年金の例によつて支給する保険給付又は旧法による障害手当金（附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む。）の支給を受けた者については、第六十九條第三号及び第七十條第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

（戦時特例）
第二十四條 昭和十九年一月一日か

昭和二十年八月三十一日までの間に、鉱業法第四條に規定する事業の事業場を使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

(被保険者の資格等に關する旧法による報告)

第二十五條 旧法による被保険者であつた期間に關して第七十五條の規定を適用する場合においては、同條第一項但書中「第二十七條の規定による届出」とあるのは、「旧法第九條の規定による報告」と読み替へるものとする。

(従前の保金料)

第二十六條 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第二十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定共済組合の組合員)

第二十八條 旧法第七十四條の規定に基く旧厚生年金保険法施行令(昭和十六年勅令第四百五十号)

第三十二條の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に關しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第二十九條 健康保険法の一部の次のように改正する。

第三十條 第三項第二号中「現ニ使用セラルル事業所」を「現ニ使用セラルル事業所」に、同條同項第三

号中「資格ヲ取得シタル日前」を「資格ヲ取得シタル月前」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條ノ二 被保険者ノ資格ノ取得及喪失ハ保險者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ但シ第二十

條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ取得並ニ第十九條及前條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ

被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

保險者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事實ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第一項ノ確認ハ第八條ノ規定ニ依ル報告若ハ第二項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第八十條第一項中「標準報酬」の上に「被保險者ノ資格」を加へる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第三十條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

第三十條中「厚生年金保険法第九十條」に改める。

第四條第一項中「審査の請求は」

の下に「被保險者の資格」を加へ、同條第二項中「標準報酬」の上に「被保險者の資格又は」を加へる。

第十九條中「厚生年金保険法第六十二條」を「厚生年金保険法第九十條」に、「厚生年金保険法第六十三條」を「厚生年金保険法第九十一條」に改める。

第三十二條第一項中「厚生年金保険法第六十二條第一項」を「厚生年金保険法第九十條第一項」に、同

條第二項中「厚生年金保険法第六十二條第二項」を「厚生年金保険法第九十條第二項」に、同條第三項中「厚生年金保険法第六十三條」を「厚生年金保険法第九十一條」に改める。

第三十三條第一項中「厚生年金保険法第六十二條第一項」を「厚生年金保険法第九十條第一項」に、同

條第二項中「厚生年金保険法第六十二條第二項」を「厚生年金保険法第九十條第二項」に、同條第三項中「厚生年金保険法第六十三條」を「厚生年金保険法第九十一條」に改める。

第三十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第三十五條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第三十六條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第三十七條 日本電信電話公社法

(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八十一條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三十八條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第三十九條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第十五項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第十七項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第十九項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第二十一項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第二十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第二十五項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第二十七項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第二十九項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第三十一項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第三十三項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

附則第三十五項中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第六十二條」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十号)第九十條」に改める。

別表第一

級	廃疾の程度		廃疾の状況
	番号	一	
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	一
	二	両上肢の用を全く廃したものの	
	三	両下肢の用を全く廃したものの	
	四	両上肢を腕関節以上で失つたもの	
	五	両下肢を足関節以上で失つたもの	
	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの	
	七	精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの	
	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの	
二	一	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの	二
	二	一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの	
	三	両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてこれを解することができない程度に減じたもの	
	四	咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	五	脊柱の機能に高度の障害を残すもの	
	六	一上肢を腕関節以上で失つたもの	
	七	一下肢を足関節以上で失つたもの	
	八	一上肢の用を全く廃したものの	
	九	一下肢の用を全く廃したものの	
	一〇	両上肢のすべての指の用を廃したものの	
	一一	両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの	
	一二	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの	
	一三	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	
一四	一	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの	
一五	一	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの	

備考

級		三
一	二	三
四	五	六
七	八	九
一〇	一一	一二
一三	一四	

一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話を解することができない程度に減じたもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
七	長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一上肢の三指以上を失つたもの
九	おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指の用を廃したものの
一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたものの
一一	両下肢のすべての足ゆびの用を廃したものの
一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一三	精神又は神経系統に、労働は著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
一四	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

別表第二

番号	廃疾の状況
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの

一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足ゆびの用を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足ゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

- 四 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
- 五 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
- 六 一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 七 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 八 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 九 脊柱の機能に障害を残すもの
- 一〇 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一一 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
- 一二 一上肢を三センチメートル以上短縮したもの
- 一三 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
- 一四 一上肢の二指以上を失つたもの
- 一五 一上肢のひとさし指を失つたもの
- 一六 一上肢の三指以上の用を廃したもの
- 一七 ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの
- 一八 一上肢のおや指の用を廃したもの
- 一九 一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
- 二〇 一上肢の五趾の用を廃したもの
- 二一 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 二二 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考 別表第一の備考と同じ。

別表第三

第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第二種被保険者としての被保険者期間	率
六〇月以上 七二月未満	一・一	二四月以上 三六月未満	〇・六
七二月以上 八四月未満	一・三	三六月以上 四八月未満	〇・九
八四月以上 九六月未満	一・五	四八月以上 六〇月未満	一・二
九六月以上 一〇八月未満	一・八	六〇月以上 七二月未満	一・五
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一	七二月以上 八四月未満	一・八
一二〇月以上 一三二月未満	二・四	八四月以上 九六月未満	二・一
一三二月以上 一四四月未満	二・七	九六月以上 一〇八月未満	二・四
		一〇八月以上 一二〇月未満	二・八
		一二〇月以上 一三二月未満	三・二

別表第四

第二種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間	率	第一種被保険者としての被保険者期間	率
一四四月以上 一五六月未満	三・〇	一三二月以上 一四四月未満	三・六
一五六月以上 一六八月未満	三・三	一四四月以上 一五六月未満	四・〇
一六八月以上 一八〇月未満	三・六	一五六月以上 一六八月未満	四・四
一八〇月以上 一九二月未満	三・九	一六八月以上 一八〇月未満	四・八
一九二月以上 二〇四月未満	四・二	一八〇月以上 一九二月未満	五・二
二〇四月以上 二一六月未満	四・六	一九二月以上 二〇四月未満	五・七
二一六月以上 二二八月未満	五・〇	二〇四月以上 二一六月未満	六・二
二二八月以上	五・四	二一六月以上 二二八月未満	六・七
		二二八月以上	七・二
一二月未満	〇・二	一二月未満	〇・二
一二月以上 二四月未満	〇・三	一二月以上 二四月未満	〇・四
二四月以上 三六月未満	〇・五	二四月以上 三六月未満	〇・六
三六月以上 四八月未満	〇・七	三六月以上 四八月未満	〇・九
四八月以上 六〇月未満	〇・九	四八月以上 六〇月未満	一・二
六〇月以上 七二月未満	一・一	六〇月以上 七二月未満	一・五
七二月以上 八四月未満	一・三	七二月以上 八四月未満	一・八
八四月以上 九六月未満	一・五	八四月以上 九六月未満	二・一
九六月以上 一〇八月未満	一・八	九六月以上 一〇八月未満	二・四
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一	一〇八月以上 一二〇月未満	二・八
一二〇月以上 一三二月未満	二・四	一二〇月以上 一三二月未満	三・二
一三二月以上 一四四月未満	二・七	一三二月以上 一四四月未満	三・六
一四四月以上 一五六月未満	三・〇	一四四月以上 一五六月未満	四・〇
一五六月以上 一六八月未満	三・三	一五六月以上 一六八月未満	四・四
一六八月以上	三・六	一六八月以上	四・八

○章葉國務大臣 たたいま議題となり
ました厚生年金保険法案につきまして、
その提案理由並びに内容の概略を説明
いたします。

現行の厚生年金保険法は、終戦後の
困難な国内経済の事情に対応して、寡
婦年金、遺児年金等を新設いたしまし
るとともに、いまだ支給期に到達して
いなかった養老年金を年額千二百円
程度まで圧縮し、それによつて保険料
率を引下げる等の臨時応急的な措
置を講じたままになつてゐるのであ
りまして、当時からある程度経済の
安定したあかつきには、その全面的
な改正が予期されてゐたのでありま
す。

その後、わが国の経済は急速に立ち
直りを示しておりますとともに、他
面労働者の生活保障のための社会保
障制度の拡充整備は、ますますその必要
の度を加へつつあるのであります。の
みならず本年から被保険者の一部に対
し、養老年金の支給が開始されること
と相なりました関係もあり、厚生年金
保険法の改正は、この際どうしてもい
たさなければならぬ段階に立ち至つ
てゐるものと考えるのであります。従
いまして、この際厚生年金保険制度の
全般にわたつて再検討を加へまして、
保険給付の内容を改善し、かつその將
来にわたつて恒久的な財政計画を樹
立することによつて、長期社会保険と
しての基礎を確立したいと考える
のであります。

以下その改正の要点を申し上げます
ならば、第一に、保険給付及び保険料
の計算の基礎となる標準報酬につい
ては、できるだけ被保険者の賃金の実態
に合うようにするとともに、労使の負

担増を考慮して若干の引上げを行つこ
ういたしました。

第二に、すべての年金給付が、老齢
年金の給付内容を中心として均衡を保
つような体系を考慮いたしました。

第三に、年金給付の額については、
定額に報酬比例額を加へたものとし、
さらに被保険者によつて扶養されてい
た者の数によつて、加給年金を支給
し、生活の実態に沿ひ得るようなもの
としたのであります。

第四に、現行法におきましては年額
千二百円となつてゐる老齢年金の額の
最低を二万一千六百円とし、標準報酬
の額に依りてさらに増額するようにい
いたしました。

第五に、障害給付については、障害
の程度を合理的に区分するとともに、
障害の程度の増進減退に依りまして、
給付額を増減し得るよう改めまし
た。

第六に、現行の遺族年金、寡婦年
金、鰥夫年金及び遺児年金を一つの綜
合的な体系に統一して、新しい遺族年
金の制度を設けることとしたのであり
ます。

第七に、脱退手当金の制度を合理化
いたしました。

第八に、従来支給いたしておりました
年金のうち、低額なものは、一定額
まで引上げるよう、特別の措置を講ず
ることとしたのであります。

第九に、坑内夫以外の被保険者につ
いての国庫負担の割合を保険給付費の
一割から一割五分に引上げることとい
はしました。

第十に、労使の負担を勘案しつつ、
財政の均衡を将来にわたつて保ち得る
ようにするために、保険料率を調節す

るとともに、少くとも五年ごとに再計
算することとしたこと等でありま
す。なお、本法案に関連して、政府とし
ては、船員保険法の一部を改正する
とともに、厚生年金保険及び船員保険の
それらの被保険者期間を相互に通算
して、保険給付を行うこととするため
に、近くこれらに関する法律案を本
会に提案して御審議を煩わす予定であ
ります。

この制度は、将来勤労者のための社
会保障制度の中核となるべき重要な
意義を持つものでありますので、何と
ぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あ
らんことを希望する次第であります。

○小島委員長 以上で大臣の趣旨説明
は終了しました。

次にただいまの説明に補足して保険
局長より細部にわたる説明を聴取する
こととしたのであります。

○下政府委員 若干のお時間を拝借
いたしました御説明を申し上げます。と
思いますが、法案そのものにつきま
して一々申し上げますと相当な時間を要
します関係もございますので、お手元
に「厚生年金保険法案に関する説明資
料」というつづりが差上げてございま
す。これの一番最初に「厚生年金保険法
案要綱」というのがつづり込んでござ
いますので、これに基づきまして説明を
申し上げますことにはいたしたいと思つた
次第であります。

なお内容に入ります前に、先ほどの
大臣の提案理由の説明にありました点
について若干敷衍して申し上げます
思ふのであります。

厚生年金保険法の制定は、御案内の
ごとく、昭和十七年でございました。
その後年々被保険者の増加を見ておる

次第でございます。昭和二十八年十二
月末現在の被保険者総数は七百六十七
万六千人を越えておる次第でございま
す。同時に、この被保険者によつて扶
養されております被保険者の家族、被
扶養者でございまして、これが健康保
険の例で申し上げますと、大体被保険者
数の一・七倍といふことでありま
す。被扶養者の総数は千三百万を越え
る数になるものと考へる次第でありま
す。そういったと結局被保険者、
その被扶養者数を合せまして二千万人
の勤労者並びにその家族が本制度に直
接の關係を持つておると思つてよろし
いと思ふのでございまして。

こういうふうな適用の範囲が非常に
広い制度でございまして、先ほど大臣
の説明にもありましたように、戦争初
期に制度が創設され、特に終戦後のイ
ンフレ時代を經過して参りましたた
めに、当時長期保険でございまして関
係上年金の給付はあまり行われず、
一方保険料だけはどん／＼徴収される
というふうなことで、年金保険制度
の根本に對していろいろ／＼な批判
が起つたのでございまして。そこでイ
ンフレ時代の貨幣価値の下落に對
して、一面におきましては新しい給付を
創設して、被保険者に喜ばれるような
制度にしたいといふような方針と、同
時にまた逆にそれとは全然正反對の措
置でございまして、被保険者の負担を
大幅に軽減するといふような措置が
あわせとられたのでございまして。主
としてその改正は昭和二十三年に行わ
れておるのでございまして、そのときま
での保険料率は、一般男子は標準報酬
月額千分の九十四を毎月徴収をす
る。これを労使折半負担で徴収をして

おつたのであります。坑内夫は千分の
百二十三、一般女子は千分の五十五と
いうふうな、相当高額の保険料を徴収
する制度になつておつたのでございま
す。先ほど申し上げました保険料の負担
を軽減することのために、大臣の御説
明にもございまして、まずこの
制度の根幹をなします老齢年金につ
きまして、大幅に年金額を縮減して、
月額百円といふものを支給する程度に
とどめるといふ方針のもとに、主とし
てこの点から保険料率の低減をはかつ
たのであります。そして昭和二十三
年の改正によりまして、一般男子千分
の九十四、坑内夫千分の百二十三とい
うような高額の保険料率を一挙に千分
の三十に引下げまして、今日に及んで
おる次第でございまして。

一方におきまして新しい給付をつく
つたと申しますのは、遺族年金に類
する寡婦年金、鰥夫年金、遺児年金で
ございまして、当時におきましては、
被保険者が老齢年金をもらふ前に死亡
いたしましたも、その遺族には年金が
出なかつたのであります。老齢年金
をもらふ前に死亡いたしました被保險
者の遺族に對しては、その寡婦、鰥
夫、遺児に對して年金を支給するとい
う制度をつくつたのでございまして。と
ころがこの制度が前から存在しており
ました狭義の遺族年金と非常にアンバ
ランスになつておりました。狭義の
遺族年金と申しますのは、現行法の遺
族年金でありまして、これは老齢年金を
受給した資格のある者あるいは受給
しておる者が死亡した場合に、その遺
族に支給される遺族年金であります。
これは老齢年金が千二百円という低額
に抑えられました關係上、その半分の、

年額六百四きり年金が出ないというよう
な制度にしてしまつたのであります
が、一方遺族年金であります。遺族
年金、遺児年金につきましては、最終
報酬月額三箇月分を平均いたしまし
て、大体最終報酬と申してよろしい
のですが、この二箇月分を支給するとい
うような、相当高額な給付をするよ
うな制度になつておつたのでございま
す。

もう一つ顯著な例を申し上げます
と、脱退手当金の制度であります。脱
退手当金と申しますのは、制度創設当
初からあつた制度であります。これは
、被保険者が保険料を徴収されて、
将来年金の給付を受けたりますのであ
ります。途中で被保険者資格を喪失
した者につきましては、保険料のかけ
捨てになることを防ぎましたために、本
入のかけた保険料を銀行預金利息程度
のものを加えたものを還付する制度で
あつたのであります。これは、そうい
う考えから申しますれば、昭和二十
三年に保険料率を大幅に引下げました
ときに、その金額もそれに応じて当然
引下げるべきであつたと考えたのであ
ります。さきに申したような趣旨に
基きまして、脱退手当金の給付額を
下げないで、保険率を計算して参つて
おるのであります。従いまして、大ざつ
ぱに申し上げますと、労使合せて千
分の三十の保険料しか納めておられま
す。脱退手当金の額は千分の五十
五程度のものが還付されるというよう
な、被保険者本人の立場から申しま
すれば、銀行預金なんかよりよほど有
利なことになるような、私どもから考
えれば、合理的でない制度のままにな
つておつた次第であります。こういうよ

うな点が、今度の改正を全面的にいた
さなければならぬと私どもが考えて
おるおもしろい理由であります。

それからこれも大臣のお話にござい
ましたように、昨年の十二月以降坑内
夫に対する老齢年金の支給が開始され
るような時期にも立ち至りましたの
で、私どもとしては一昨年来この案を
つくることに努力いたして参つたので
あります。政府としては昨年の暮れ一
応最終的な案を得まして、法律に基
いて社会保険審議会に諮問いたしました
のであります。いづれ資料をお届けいた
しますが、社会保険審議会におきまし
ては各委員より御尽力いただきまし
たけれども、終局的には労使及び公
益代表委員の意見の一致を見ること
ができませんで、三者の意見のま
まを厚生大臣に答申されたような次第
でございす。

そこで私どももいたしましては、そ
れらの意見の答申をもらひましては、
なら、なお原案につきまして再検討を
加へましたほかに、さらに、これも法律
に基いて内閣に所屬する社会保険制度
審議会にも原案を諮問した次第でござ
います。社会保険制度審議会からも答
申がありまして、若干原案を修正した
ものを今御提案申し上げるような段
取りになつた次第でございす。内容
に入つて申し上げる前に申し上げます
ことは、大体そんなことでございま
す。

次に、労使の意見の突き詰めたこと
を御紹介申し上げて御参考にお供し
たいと思ひます。労働者側の意見とし
て、保険給付内容が改善され、増額さ
れるという点であります。若千
の保険料負担が増額することやむを

得ないということでありました。なお
その財源としては国庫負担も大幅に増
額し、あるいは積立金運用につきまし
ても注意を払つて、財源を確保するこ
とによつて、給付額を原案より大幅に
増額すべきであるというような意見が
主流を占めておつたように思ひます。
これに対して使用者側の意見は、緊縮
財政の今日でもございす。緊縮
財政の今日でもございす。緊縮
料負担が額の上において大幅に増額す
るといふ政府の原案には賛同しがた
いといふことが一つのポイントでござ
います。また年金給付は、それにも関連
いたすのであります。報酬比例を加味
することなく、定額制で最低生活の保
障をすればいいといふのが使用者側委
員の御意見であつたのでございす。
大体そういうような御意見を参考にし
て私どもとしては成案をまとめたつも
りでございす。

以下先ほど申し上げました要綱につ
いて簡単に説明を加えて参りたいと存
じます。改正の目的の第一に、標準報
酬という見出しがあります。これは御
案内のように、精神としては、勤労者
のつとております。報酬額がそのま
ま標準報酬として制度の上に現れるべ
きであります。が、実際は若干の食い
違ひがあります。これはこういう制度
をいたしてあります。これは、もつぱら
申してよろしくございす。具体的
上の便宜のためでございす。具体的
に申しますれば、四千五百円から五千
四百九十九円までの標準報酬を一つ
としております。標準報酬が五千円を
つてゐる者といふふうなきめて行くわ
けでございす。一万円とつてゐる者
は一万円といふのであります。九千
五百円から一万一千円の間は一万円と

いうふうな計算するわけでありす。
そうすることにより、これを基礎とし
て、これに保険料率をかけて保険料を
徴収するといふことをいたします。こ
れに、また半面この標準報酬の額が基
準になりまして各種の年金額が計算せ
られ、あるいは脱退手当金の計算が行
われるわけにございす。そういう意
味から標準報酬をどういふふうなきめ
るかといふことが保険給付の面に実質
的に影響いたし、また半面保険料負担
に影響があるわけにございす。ここ
に書いてございすように、現行法は
最低三千円から最高八千円までの六階
級にわけられております。この制度では
健康保険はすでに三万六千円に上つて
おります。また船員保険におきまし
ても同じような理由の保険を含んでお
ります。にもかかわらず、やはり三万六
千円が最高額になつておるのでござい
す。そこでこの標準報酬を賃金の実態
に合せるとは申しながら、一方にお
いて労使の負担増といふことも勘案いた
します。これをどの程度に引上げす
るのがよろしいかといふことが重要な
改正のポイントとなつたわけにござい
ます。いろいろ検討をいたしました結
果、一挙に他の制度のように持つて行
きますことも、労使の負担を急激に増
加することになります。政府の原
案といたしましては最高八千円の現行
法の額を最高一万八千円にいたした
第一、こういう案を提出いたしておる次
第でございす。なお最低三千円から
一万八千円までの内容の区分は十二等
級、かようになりまして、これは事務
上の便宜も考慮いたしまして、健康保
険の区分と同様にいたしておる次第で
ございす。

それからもう一つの問題は、その次
の項にございす。後に申し上げます
すように年金の給付は被保険者本人が
過去においてどの程度の報酬をとつて
おつたか、言葉をかえて申しますれ
ば、どの程度の報酬を納付
いたしておるかといふことが年金給付
の基本になる関係があります。これは
申すまでもないことでございす。こ
れでインフレの時代を経過して参
りましたために、インフレ前の非常
に低額な報酬をとつておりました時代
のものをそのまま報酬にとつて、標準
報酬額としてとつて参ります。保
給額が非常に低いものになつて、今
日の実態に合わないおそれがござい
す。そこで過去の低い時期の標準報酬
は全部新しい制度の最低額を三千円に
見よといふふうな考へておる次第で
あります。

第二は保険給付でございす。これ
は老齢年金、障害年金、遺族年金とい
うふうな各項目をわけてございす
が、各項目につきまして簡単に申し上げ
ておきたいと思ひます。老齢年金、こ
に書いてございすように二十年以上
被保険者でありました者が六十歳に達
しましたときに、支給をするものであ
ります。簡単に申しますとそういうこと
であります。六十歳になつたときに
まだ被保険者でありましたれば被保険
者である期間は支給をいたしません。被
保険者資格を喪失した者が六十歳に達
したか、あるいは六十歳を越えて被保
険者資格を喪失いたしましたときに支
給をすることになつておるのでありま
す。これは一般男子、女子ともこれ
やつております。二十年以上といふこ
とは男子、女子かわらないのでありま

す。坑内夫につきましては、従来から二十年の資格期間が五年短縮いたされおられますので、新しい制度でもそれを採用するつもりでございます。それから当時坑内夫と女子につきましては給付開始年齢を、六十歳を五十五歳、五歳だけの差をつけて女子及び坑内夫の労働の実態に合うようにしたいと考えてございます。なお六十歳に引上げるということは、これは一つの大きな問題があるのでございまして、社会的に一般に行われております停年制の問題に大きな関連を持つ次第でございます。こういうふうな引上げます趣旨は、一般的には後に資料をごらんいただきますればおわかりいただけますように、日本人の平均寿命が非常に延びて参りました。この点が言いかえれば労働可能な期間が長くなったと申してよろしいと思ひます。また諸外国の制度を見ましても、そういうようなことを根拠にいたしまして、現行法のように一般男子五十五歳、坑内夫五十歳というふうな支給開始年齢をとつておるところはほとんどございせん。みんな六十歳ないし六十五歳、はなはだしいところは七十歳ぐらいになつてから初めて老齢年金を支給するという制度があるわけでございます。そういうような理由から六十才ということに引上げることにいたしました。ただ社会的に一律にこれを法律施行と同時に六十才に引上げをいたしますと、停年制をしておる事業所の九割が現在五十五才の停年制をとつております。そこでそういうところの勤労者にとつては非常に大きな影響を与へますし、また場合によりましては、日本の雇用関係全般に影響

を及ぼすと考えますので、これは漸進的な方法をとることに考えております。大体簡単に申し上げますと、法律施行のとき五十二才以上でありますれば現行通り五十五才で開始をする、五十才から四十九才までの人につきましては五十六才で開始をするというふうなことにしまして、最終的には二十年後に六十才に頭がそろふように、漸進的な方法をとる予定でございます。それから高年齢者の資格期間の特例、これは四十才を越えて被保険者になりなすような人につきましては、所定の二十年の資格期間を満たすことが實際問題として困難でございます。そういう人につきましては十五年で開始をするというふうな特例で新たにこれを設けたものでございます。それから廃疾者に対する老齢年金の繰上げ支給というの新しい制度で、現行法にはございせん。老齢年金を給付する資格期間を満たしておる人が六十才になつたのを待つております間にけがをいたしたという場合には、老齢年金を繰上げ支給してやるという制度でございます。

それから老齢年金額、これらにつきましては少し御説明申し上げますが、ここに書いてございすように、定額一万八千円に報酬比例額を加算したものとこのふうな加算したものであります。現行の制度は老齢年金につきましては、制度の建前としては報酬の四箇月分を支払ふということであるに報酬比例になつておるわけでございます。これに對しまして社会保障制度審議会の勧告は、累次にわたつて定額一本で行けという勧告であり、先ほど申し上げましたこの法案を諮問いたしました答申にも定額制を主張しておられるのであります。この定額制にしなければならぬ理由というのは、主として社会保障であるから最低生活の保障をすればいいということ、それからさらに給付費に對しまして国庫の負担がございす、これは給付費に對して一割とか一割五分とかいう關係になつてゐる以上、高所得者には国庫負担が多額に行くというふうな結果になることがおもしろくない、いろいろなことがございす。私もどうしてもこの定額制を主張する論議に對しましては十分考えなければならぬと思ひまして、制度的には定額一万八千円、月額一千五百円という制度をとることにいたしました。それに若干の報酬比例を加算するということで、現行制度の全面報酬比例に對して相当大幅に定額制を取入れるというふうなことにしたのであります。

次にもう一つ加給年金がございす。これは被扶養者に対して出す年金でございますが、これは現行法にはございせん。この老齢年金に新たに附加することにしたものでございす。一々申し上げておきますとだん／＼長くなりますので、少しはしよらせていただきますが、坑内夫の特例の廃止、坑内夫につきましては現在二重の特例がございす。先ほど申し上げましたように資格期間を五年短縮するほかに、継続して十二年坑内夫であると年金がつくというふうなさらに附加した特例がございす、今日のいろいろな考え方から申しまして、附加した特例につきましては今後はとりやめたいか、べきであらうという考え方をとりましたのであります。

それから老齢年金の遡及支給というのは、先ほど申し上げました昨年の十二月から年金の支給が開始されることになつてゐるので、これらの人につきては新しい制度の年金額を繰上げて支給するように措置しておる次第であります。次は障害年金でございますが、これは時間の關係もございすから、各項目につきましては一々申し上げないこととしたしまして、概略だけ申し上げます。障害年金と申しますのは、被保険者が被保険者期間中にけがなり病氣によりまして廃疾になりました場合に支給する年金でございます。これは現行法では一級、二級と二階級にわかれておりました、いろいろ検討いたしましたのでそれを一級、二級、三級にわけることとしたいたしました。二級に相当いたしますものは、老齢年金と同額の年金を支給し、一級は常時介護を要する程度のものであるというので、月額一万二千円の加給をするものでございす。三級廃疾の程度につきましては、二給年金の七割を支給する建前にいたしましたのでございす。それから一級、二級、三級にも該当しない廃疾の程度の低いものにつきましては、障害手当という制度が現行法にもございす。これも続けて参りたいと思ひますが、その額を若干低額にいたしました。現行法では最終三箇月間の平均標準報酬月額十箇月分を出すことになつておりますが、今回の制度では三級年金の二箇月分を支給する建前にしたのでございす。その程度で障害年金は終らしていただきます。次は遺族年金でございますが、

しに遺族年金が出ることにいたしました。父母、祖父母、孫につきましては、順次、配偶者及び子供のいないときには父母に、父母のいないときには祖父父母に、祖父父母のいないときには孫にというぐあいに従来の給付の観念に若干制肘を加えたのであります。しかしながら孫までに年金が行くという点については、現行とかわりないのであります。すなわち、言葉をかえて申しますれば、寡婦、遺児、寡夫年金が今度遺族年金に統合されることによりまして、その遺族の範囲は孫まで広がる。従来の狭義の遺族年金は今度の改正によりまして父母、祖父母、孫につきましては若干の制限が加わるようになり、兩者折衷をされたというようになつておる次第でございます。

遺族年金につきましてはこの程度にとどめさせていただきます。次は脱退手当金でございます。これは現行の制度と内容的に若干かわつておる点があります。その点を主として申し上げます。脱退手当金としては現行通り制度は存続いたしますが、内容は合理化するという言葉で大臣から御説明申し上げたのであります。一般男子につきましては、資格期間あるいは給付開始年齢はかわつておりません。五年以上五十五才に——忘れておりました、五十五才が五十五才に上つております。この点失礼しました。そういう点で大体老齢年金等でもやりましたのとかわりない考え方を取入れたのであります。給付の金額につきましては、さしあたり当分の間保険料が後に申し上げますように、千分の十五が被保険者負担、その千分の十五に相当するものに若干利子をつけ加えた程度のもので

計算をいたしまして、それを別に法律の事項に書いてございすような年限に充てて、同額のものを出すようにいたしましたのであります。

女子につきましては、現在の制度の脱退手当金と申しますものは、一般的に男子と同様に、資格期間は五年になつております。五年被保険者でないこと、やめても脱退手当金がもらえないことになつておりますが、ただ結婚、分娩のために被保険者であること、やめた場合には、六箇月で脱退手当金が出る制度になつておるのでございすが、そこで今回女子勤続年数を調査いたしました結果、五年というのは長過ぎるというふうなことを、また結婚後五年というのを、特別に取上げることもいかなるものであらうかというので、その中間をとりました。二年以上被保険者であれば脱退手当金を出すということに改めたのでござい

ます。給付金額については、男子よりも若干高額のものが出せるのであります。数字で申しますと大体千分の二十程度のものが女子の脱退手当金として出せる見込みでありますので、さういふふうな男子と違ふかと申しますと、女子につきましては別計算をいたしたのでございす。日本の女子は長期に勤続する人が少ないために、従つて年金給付のための財源が比較的少く、済むわけでございます。そういう関係上その部分だけが同じ保険料率で保険料をとりますと、脱退手当金の方に多くまゐるといふことになる関係もございす。その方が日本の女子の勤労の実態に沿ふやうであると考えまして、男子と女子とは資格期間及び給付の額

につきまして差をつけると同時に、女子につきましては五十五歳まで至らなくともやめたときに支給をするというふうにいたしました次第であります。

最後に保険料及び国庫負担の点について申し上げます。保険料率をどうきめるかというところは、年金の財政計画を立てる上に非常に大きな問題でございす。この要綱に書いてありますのは、保険料率は左の通りとする。男子千分の三十、女子千分の三十、坑内夫千分の三十五、任意継続被保険者千分の三十というふうにしてございすが、私たちがやりたいという考えでございす。五年たちまちあつたあと積立金の予定利率がどうかわつて参りまするか、この辺を勘案いたしました上で若干の増額をいたす必要があると考えておるのでございす。

簡単に一般男子についてだけ申し上げますと、もしも将来つと長く現在の積立金の運用利まわりのように五分五厘にまわるものとしたとしますれば、五年後に千分の三十四、つまり千分の四だけ引上げることにいたしました。将来の保険財政の見通しが立つ予定でございす。しかしながらもし予定利率が五分五厘にまわらない、十年間つと四分五厘程度しかまわらないというふうな計算をいたしますと、別に資料で差上げてございすように、五年後に千分の四十にいたしました。十年後に千分の四十五にして財政的に計算がつくというふうな考えております。いずれにいたしましても、主として今後の運用利まわりの率に關係をして参りますので、さしあたりは利子負担増を急激に來さないというので、

大体におきまして現行の料率を持続することにした次第でございす。国庫負担につきましては、大臣の御説明にもございすように、一般勤労者の分だけ五分の負担の増額をするこ

とになりました。このために昭和二十九年年度におきましては、一朝にしておきますよりも、二億三、四千万円の負担の増額になります。この額はしかし、将来非常にふえて参る予定であります。これは申すまでもございせん。終局的には四十年くらいたちましたときには、老齢年金の受給者が約二百八十万程度になる予定をいたしておきま

す。全体の年金の受給者が五百万人を越える見込みでございす。そういう時代になりますと、年金給付額が毎年毎年千八百億程度になりますので、この一割五分なり二割の国庫負担というものは、申すまでもなく相当な額に上るわけでございます。いろいろ折衝いたしました結果、一割五分という五分だけの増額が承認をされ、ただいま参議院におきまして御審議をいただいておるところでございす。大分端折りました恐縮でございすが、時間の關係もございすから、これをもつてきようのところは御説明を終りたいと思ひます。

ついで發言を求められておりますので、これを許します。佐藤芳男君。

○佐藤(芳)委員 委員長に伺ひたいのであります。ただいま御宣告がありましたように、理事会で質疑等の御相談をなさるということですが、この際御注文いたしておきたいことがございす。他の付議されております案件等の処理の御關係もございすし、それから、本件に關する質疑の日取り等は、本件に關する質疑を行われま

す。○小島委員長 次はメーデーの広場使用に關する問題、その他厚生行政について滝井委員より發言を求められております。これを許可いたします。滝井義高君。

○滝井委員 厚生大臣が御出席でございすので、大臣に、メーデーで皇居

前広場使用の件についてお尋ねいたします。先般来木村厚生次官から総評の柳本メーデー実行委員会の事務局長に對して、正式に文書で使用まかりならぬとの通告をいたしておるようでございます。過去においてすでに皇居前広場は五回にわたつてメーデーに使用いたしておるのでございますが、どういう経過で厚生当局としてはこの皇居前広場を国民大衆のために使わせないと決定に相なつたのか、要約してまずそれを御説明願いたい。

○草薙國務大臣 厚生省といたしましては、実は皇居前の外苑の管理をいたしまして、これが特別使用につきまして検討して参つたのでありますが、昭和二十七年以来その方針を確立いたしました、第一には政治的、宗教的の目的のためにあるいは治安を乱すおそれある行事には許可しない、第二には小区域、短時間でない行事は許可しない

○**議員委員** この皇居外苑の広場は、これは国有財産法のいわゆる公共の福祉用財産に当ると思つておるのでありますが、これが公共福祉用財産たることは国会の議決を経てきまつておるものだと思います。それをどういふわけで政治的、宗教的目的のもので治安を乱すもの、あるいは短時間使用でなければいかぬということを生省の方できめられたのでありましょうか。あるいは閣議できめられたのかもしれないが、そういう具体的な、国会の議決を経た公共福祉財産を、かつてに行政府が制限をすることができるものでしょうかどうか、その点をひとつ……。

○**皇國國務大臣** 実は公共の福祉に使うという意味におきましても、かような管理方針をとつておくことが公共の福祉には最も妥当であるという考へ方から、さような制限を設けておる次第ではないです。

決しておるものを、行政府でかつてにきめるといふことは、どう考へても私は行き過ぎだと思ふのです。もしそういふ特別な場合以外には使ふことができないといふのならば、その用途の停止を当然国会に再議決を求むべきだ、こゝ私は思ふのです。それにもかかわらずそういふ非常に狭い範囲に使用といふことは、どうも行き過ぎだと思ふのでありますが、その点の解釈はどうなつておりますか。

○眞葉國務大臣 昭和二十七年の不許可に對しましては、ただいまお話になりましたように公訴がなされ、その結果につきましては、第一審、第二審におきましてそれらの判決がなされたたのであります。なお昨年の不許可につきましたも、大体同様な取扱い公訴がなされたのであります。しかしこれらの公訴の内容あるいは判決の内容を十分精査いたしますと、必ずしも厚生省

うという方針のもとに進んで参つてお
りますし、またこれらの使用範圍にお
きましては、管理は厚生大臣の管轄に
ありますので、その方針で進んで来て
もさしつかえないという解釈のもとに
管理権を續けて参つておる次第でござ
います。

○滝井委員 最高裁判所等の見解にお
いて、厚生省側と同じような見解をとつ
ておる基本的な理由としては、皇居前広
場に五十万という莫大な大家が集まり、
しかもそれが午前九時から午後五時ま
でという長時間にわたつてあの位置を
ふさいでしまふということは、国民公園
という見地から見て、どうも不都合であ
るというようなことが大体おまなこと
になつておるようであります。そうい
ますと、もしそういう五十万という数
でなくて——最高裁判所はあそこの広
場に入る人員を大体二十五万程度と、
こう見ておるようでございます。そう

たしまして、午前十時から約午後三時ごろまでの使用ということにつきましては、国民全体の福祉と皇居外苑の性格からいたしまして、五十万が二十万になったからという意味だけでは、これを不許可にすることがむしろ適当である、こういう同様な方針をもつて、今回も不許可の通達をいたした次第であります。

○滝井委員　もう一回大臣に確認したいのでございますが、そうしますとあの皇居前広場をすらくつと厚生大臣の方で許可する場合を具体的にあげてもらいたいと思います。さいぜん政治的、宗教的目的のもので、治安を害するとか、あるいは小区域域時間のものとか、いろいろ言われましたけれども、もつと具体的に、はつきり、これこれの場合は許可する、それ以外はだめだということをあげてもらいたいと思います。これはすでに新聞にも出て

い、第三には国家的行事には許可をす
るという方針を定めて、これを従
来管理して参つたのでございます。こ
とに右の方針に照しまして取扱つて参
りました関係から、昭和二十七年、二
十八年のメーデーに対します使用許
可は不許可といはした次第でございま
すが、ことに昭和二十七年の皇居前広
場におきます御承知のような事件が
ありましてから、国家的行事にこれを
使用するという方針をとりまして、そ
の後には国家的行事を中心といはしまし
て許可をする方針をとつて参つており
ますため、今回二、三、この五月一日
を中心としまして、ただいまお話にあ
りましたメーデーの使用許可等を願ひ
出て参りましたが、不許可の方針をと
つたような次第でございいます。

と思う。そうしないと、これはいつまで経つてもいたちごっこで、年々歳々厚生省に對して總評から使用の申出が出る、そうするとこれを裁判に持つて行く。裁判の判決が終つたときはすでに五月一日は過ぎておつたというふうな、こういうことを繰返すことは大臣としてもまずい行き方だと思ひます。そこで第一の具体的な使用許可の限界と、今後の大任のこれに對する速急な解決の方針、この二点について御答弁願ひます。

○章葉國務大臣 皇居外苑の使用の方針といたしましては、昭和二十七年からはさつき申し上げましたような三項目をあげた方針で参りましたが、昭和二十七年のあの事件が起りました後、国家的行事にこれを使用する、国家的行事以外は使用しない、但し国家的行事には国家的行事と同一なものもあるん含んで、その後実は御承知のように消防出初式には許可いたしました、それ以外には許可いたしておりません。かような方針をもつて進んでおります。

なお今後の手続の問題等で、今のお話ごもつともお話だと思ひます。またさような点が十分検討されてはつきりいたすことが、今後のい／＼な問題を解決するゆえんだという意味においての御質問と存じますので、その点は十分検討いたします。

○滝井委員 最後に、国家的な行事という点なんですが、現在の日本の国家は主権在民の国家なんです。だから皇室の行うことは国家的な行事とは言えないと思ひます。従つて国家的行事というのは具体的にどういふことを言われるのか、これが一つ。いま一つ

は、五月一日はもう間もなき一箇月でやつて来るのです。これをこのまま大臣が検討されると言つておつて五月が来れば、また混乱が起ることは火を見るより明らかで、すでに不許可にされ、その不許可に對する対策というものもおそらく總評でもとると思ひます。従つて具体的に今後この問題をどういふぐあいに解決するのだという点を、やはり早く声明なり、あるいはここで御言明をいただくことが、今後の混乱を防ぐゆえんだと思ひます。

○章葉國務大臣 国家的というの字を入れましたが、国家的な行事はもちろんな国家的行事であります。従いまして従来国家的に行つておりました行事をあそこでも許可をいたしてあります。それ以外には、今申し上げました消防の出初式、これだけでございまして。そういう意味から的という字を入れたわけでありまして。さらに今後の問題について、これはただいま私御答弁申し上げるのを失念いたしました、大日本愛国党代表赤尾敏の名義をもちまして、同様五月一日十万人の参集による午前十時から午後四時までの平和祈願愛国祭執行のための使用を申し出ております。しかしそれとただいまお話を

なりました第二十五回メーデー祝典に使用の申出が参りますが、両方ともさような意味において不許可の通達をいたしてあります。はつきりと意思表示はいたしてありますから、両団体ともさよう承知をしておられると存じております。

○長谷川(保)委員 厚生大臣が御出席でありますので、時間もございせんから、きわめて簡単に三つの問題について伺いたいと思ひます。

第一点は、御承知のように各都道府県に保険課がございまして、その職員諸君が約六千人おられます。この人々の身分は御承知のように國の官吏である。ところが業務は地方の業務であるというわけ、たとえば給手等の点でも恩給の点でも、あるいは業務自体の点でも非常に困つております。前年来この關係を何とか割切つたものにしてほしいといふことが、たび／＼私も閣會議員の方に陳情されて参つておるのであります。私も当然これは筋の通つたものにして、そうして能率的に仕事ができるように、また身分等が安定するようにすべきだと考へておるのであります。これについて厚生大臣の御意見はどうでありましようか。關係局長がいなくて、あいが悪いようでしたらあとでけつこうだと思ひますけれども、一応御答弁をいただきたいと思います。

○章葉國務大臣 お話の点まことにござつともだと思ひます。この身分ははつきりいたしておると存じますが、實際の監督は地方の府県等であつたおる状態になつておると思ひます。これらの人事の問題は一切厚生省で握つてはおりますが、地方的色彩が濃厚になつております。従つてただいまお話になつたような点が起つて参ると思ひます。こういう点につきましても、人事等の問題は全国的に、また本省の外を問はず考へるべきものであり、いわゆる優秀な人はそれ／＼その道が開けるようにいたすべきものであると存じまして、その方針をとつて参る予定であります。従つて身分はさうなつておりますが、お話の少し割切れなところ、ところが事實はあると存じます。こういう点につきましても、人事の交流、人事の異動等におきまして十分研究して参りたいと存じております。

○長谷川(保)委員 これは予算との關係におきましても、私は方法を立てれば、業務管理上の人件費の問題等を考へれば、道は幾らでも開くと思ひます。あります、これはさういふんやや／＼の問題であります。實際各都道府県の現場の職員諸君は非常に迷惑をいたしておるのであります。現場の職員諸君が安定して能率的な仕事ができるように、また恩給、給手等の問題につきましても、地方職員と差別されておるというかつこうでありますから、さういふかつこうでないように特別の配慮をしてあげべきだ。単に人事権を持つておるとか、業務に關する命令権を持つておるとかいうことでなしに、やはり實際現場で働いておられます保険課の職員諸君が十分安定してやつて行けるように配慮すべきだと思ひます。い／＼な役所にあらがちな系統だとかセクシヨンだとかいふ問題はございまして、けれども、現実の一番大事な問題は、能率のあがるように、また職員諸君が安定してやつて行けるようにといふことであるから、十分

の御配慮を願ひたい。この問題についてはすみやかに御研究願ひまして、面子等にこだわることなく、現実の業務がうまく運べるように願ひたいと思ひます。

時間があるから、こまかいことは他の機会に伺うことにしまして、次に第二の問題といたしまして日本医療団の残余財産の問題でございまして。これは前年、日本医療団の財産の処分に關する法律としては、われ／＼衆議院の議員立法として提出し、ここにききょうも御列席の互委員が当時提案理由の説明をなさしまして、これにつきましてでは当時の速記録を見ますと、これは日本医療団の残余財産であるから、特別の場合のほかは旧日本医療団の施設の整備に使うといふことになつておりました。法律としましては日本医療団の旧施設とともに公的医療施設の整備といふようなことに使つていいことになつておりますけれども、提案理由には日本医療団の施設の整備に特別の場合のほかは使つていいことにはつきりいたしておるのであります。この点は私厚生省の立場も尊重いたしまして、厚生省の局長の方に個人的にひそかにこつ／＼いふことをやつてくれたら困るというのを実は申し上げたのであります。私申し上げておることをお取上げにならぬから、やむを得ず先般予算委員會の分科会でこの問題を追究いたしました。しかるになお取上げませんので、私は今日は大臣の御意見を伺いたいと思ひます。具体的な例を申しますと、新潟県に吉田町という町がございまして、この町に町立病院をつくるというので、これに残余財

の御配慮を願ひたい。この問題についてはすみやかに御研究願ひまして、面子等にこだわることなく、現実の業務がうまく運べるように願ひたいと思ひます。

産のうち一千万円を持つて行くということも厚生省の一課長が申し出ております。そして地元には相当な反対があるにかかわらず、これを将来県立病院に移管するというに於いては、町立病院を建てるといふことにいたしておるのであります。その後私どもはあつとそれに對する反対等の御注意を申し上げました後に、その課長はまた現地におきまして自分が首をかけても一千七百万円持つて来る、こういうことを言つておるのであります。そして遂に予算委員会で私が追究し、なお私は厚生省の、役人がこういうことを言つては困る、そういうことをされては困る、こういうように紳士的に申し上げた。しかるに数日前の新聞を見ますと、遂に強引にそこに町立病院を建ててことを決定したといふことでもあります。当時私は医務局長に、日本医療団の残余財産をどういうようにお使いになるか、すでに決定をしておるはずだからその資料を出しなさい、こう予算委員会で申し上げましたけれども、その資料をいまだに提供いたしません。そこで私は自分で、それでは旧日本医療団の關係にどういうように事実使われておるだらうかというわけで、実は先日国立清瀬病院長に来てもらいました。清瀬病院は当時日本医療団のうち最も大きな三つの医療施設である。一つは御承知のように今日の東京療養所、一つは国立の東京第一病院となつておるものである。これに清瀬病院。この清瀬病院は三つの大きなものの一つである。東京療養所や東一の方は御承知のように相当地に施設である。けれども清瀬病院は、たゞく、私はあそこを調べに

行つて知つておるのでありますけれども、実にみじめなひどい施設である。前厚生大臣のときにも私はこれを取上げましたが、日本の代表的な国立の結核療養所がこれほどひどいものでは困る。研究室のごときはまるで物質のごとく非常にひどいものである。診療所のごときははるくはない。しかも道路が今までと反対側を通りましたために、施設全体が交通路に對しましては背中合せになつておるので非常にやりにくい。病棟の一つ／＼を見てまわりましたも実にひどいものである。こういうものに対して、前厚生大臣のときに、見に行つてみない、こう申し上げました。そうして公的な医療機関であるから何とか整備してほし、こう申し上げまして、当時山縣厚生大臣も一度見に参りました。こういう事情でありますから、私は清瀬病院はその代表的なものとして病院長に来てもらひまして、その後この日本医療団の残余財産があつた方の方に分与される話があるが、しかも、全然ありません。この話です。しかもこの清瀬病院の事情を聞いてみますと、昭和二十年だつたと思ひますけれども、爆撃されまして病棟が焼けております。そして當時より二百人も定員が減つておる、そうしてがた／＼である。こういうようなものにまでいまだに日本医療団の分与財産が行くやうになつておらぬ。その焼けたときに当時の金で二十数万円の保険料が日本医療団に入つておる。そういうものが分与財産になつておる。それをまず特別資金としてこういう施設を整備するのだといつて、これは委員が当時提案説明をしてゐるに

かかわらず、それに関しては何らの分与財産を持つて行つて整備するということをしてしないで、しかも厚生省の一課長が自分の恣意を持つて千七百万円を必ず首にかけても持つて来るということとを言明するといふのは、なんでもないのである。私は明らかに汚職を形成すると思ひます。しかもいろいろ事情を聞いてみますと、みずから選挙に出るという準備のためにしているらしい。こういうことのためにこの費用を使うといふことは、なんでもないことだ。私はもしこれを適正に法律制定の趣旨に従つて使わないといふならば、決算委員会及び行政監察委員会に持ち出して十分調査させるつもりである。このようになつては残念なことだ。私はそれだから紳士的に内側から御注意申し上げて、みつともないし何となくそういうことのないようにしてくれ、公的医療機関のできることは私は賛成だけれども、しかし法律をつくつたときの趣旨をくまなく守らう、こういうことをしては困る、こういうやうに申し上げておるのであります。しかるにそれを今申し上げましたように強行しようとする、これは私は断じて黙過できないのであります。これにつきまして厚生大臣はどういうやうに御承知なさるか、それを承つておきたい。

○重兼國務大臣 医療団の残余財産の取扱ひにつきましてはお話の通りだと存じます。従ひましてあの立法の趣旨に沿うやうに当然厚生省はこれを処置すべきものである。ただいま御引例になりまして、たゞい事件は、私具体的によく調査をいたしまして、調査の結果は適当な機会にまたお話を申し上げ、もしやそこいら／＼疑義を招くようなことがありますが、十分さうなことのないうちにいたしたいと考えます。

○佐藤(英)委員 ただいまの問題につきましては関連質問をお許し賜つたのであります。私の出身県であります新潟県の吉田町の問題であります。かく申す私の方が一番事情が詳しいと思つておるのであります。またいさゝつも十分承知をいたしておるのであります。大臣は非常にお忙しいやうであります。またただいまききわめて受当なる御答弁もあつた次第でございます。すから、大臣が調査をされまします便宜の上からという意味合いで申し上げたいと思つたのであります。新潟県におきましてはマツカサー命令によりまして医療団が解散になり、これを府県が受入れるという厚生省の御方針に従ひまして、全国における医療団施設の約二割という龐大な施設が新潟県にあつたのであります。これを全部一括して県は引受けたのであります。その当時私追放者ではございまして、新潟県立病院設立協議会といふものをつくりまして、三宅正一君などと相談をしまして、私はその会長の職にあつたのであります。従つて当時の北村大蔵大臣並びに舟山国有財産局長と面接をしまして、各府県に率先して新潟県がこれを受入れることに決定をいたしましたのでございまして。価格等もきめていたのだといふのでございまして。その際の条件といたしまして、将来残余の財産が必ず出て来る、その際にはあくまでもその關係県のその引受けた施設に對する整備拡充のために配当いたすという確約もあつたのでございまして。これらの事情にかんがみまして、ただいま長谷川委員より御発言のように、且君が趣旨弁明をされまして決議案も可決に相なつておるのであります。従つて六億数千円万の残余財産が出ました以上は、全国の市町村の医療団当時の施設の二割を新潟県が受入れたのであります。すから、原則として六億数千円万の二割を整備資金として新潟県に与えられるといふことを期待をしておたのであります。ところが厚生省におかれましては、もろ／＼それ考へるが、さらに国立病院にも金をまわしたい、さらに一般公立病院にも金をまわしたいといふ御方針だ、これも私は尊重して、かれこれ批評はいたしません。しかしながらくまでもただいま長谷川委員御指摘のように、医療団から引受けました県の医療施設に重点が置かるべきでございます。ところが最近私のひそかに仄聞をいたしたところによりますと、新潟県の方へ参ります金を調べてみますと、十日町病院、これは医療団から引継いだ病院でございまして、そこにわずかに七百万円程度、そうして一千万円は吉田町のこれから建てます町立病院に交付されるということ、しかもこの吉田町の病院は実は私どもが県当局に進言をいたしまして、今日国民健康保険の診療所などが振らない一つの原因は親病院がないからである。ここに思いをいたしまして、各郡に一つづつの県立病院は必要であるといふことから逐次各郡ごとに県立病院が立てられるのであります。その吉田町は西蒲原郡にあるのであります。そこで地方事務所のごさいます巻町と吉田町がこの誘致につきまして争ひを起しま

は、すなわち船等の大船でアメリカナとの關係が当然生じて参りますので、そういう方法も含めて十分な方法をいたし、家族に対しましても船員保険法だけの問題でない角度から検討をして参る考えで現在は進めております。その点御了承をいただきたいと思ひます。

○小島委員長 次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和二十九年四月七日印刷

昭和二十九年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局